

地方交付税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

- 一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係） 1
- 二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係） 49
- 三 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（第三条関係） 54
- 四 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（第四条関係） 55
- 五 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）（附則第五条関係） 73

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案		現行																	
<p>（交付税の種類等）</p> <p>第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。</p> <p>2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十六に相当する額とする。</p> <p>3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の四に相当する額とする。</p> <p>（測定単位及び単位費用）</p> <p>第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>	<p>（交付税の種類等）</p> <p>第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。</p> <p>2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十四に相当する額とする。</p> <p>3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の六に相当する額とする。</p> <p>（測定単位及び単位費用）</p> <p>第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道府県</th> <th>地方団体の種類</th> <th>経費の種類</th> <th>測定単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八</td> <td>一～七略</td> <td>八</td> <td>昭和三十五年</td> </tr> </tbody> </table>	道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	八	一～七略	八	昭和三十五年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道府県</th> <th>地方団体の種類</th> <th>経費の種類</th> <th>測定単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八</td> <td>一～七略</td> <td>八</td> <td>昭和三十四年</td> </tr> </tbody> </table>	道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	八	一～七略	八	昭和三十四年
道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位																
八	一～七略	八	昭和三十五年																
道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位																
八	一～七略	八	昭和三十四年																

九 地方税減収補填 償償還費	<p>費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十二年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補填のため平成二年度から平成二十二年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
十 地域財政特例 対策償還費	<p>地域財政特例対策のため平成二年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>
十一 臨時財政特例 償還費	<p>臨時財政特例対策のため平成二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>
十二 財源対策 償還費	<p>平成六年度から平成二十二年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
十三 減税補填 償還費	<p>個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>
十四 臨時税収補	<p>臨時税収補填のため平成九年度におい</p>

九 地方税減収補てん 償還費	<p>費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補てんのため平成元年度から平成二十一年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
十 地域財政特例 対策償還費	<p>地域財政特例対策のため平成元年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>
十一 臨時財政特例 償還費	<p>臨時財政特例対策のため平成元年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>
十二 財源対策 償還費	<p>平成六年度から平成二十一年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
十三 減税補てん 償還費	<p>個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>
十四 臨時税収補	<p>臨時税収補てんのため平成九年度におい</p>

	市町村
<p>填 償償還費</p> <p>十五 臨時財政対策償還費</p>	<p>一〇八略</p> <p>九 補正予算償還費</p> <p>昭和五十五年年度から平成十年年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十二年年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>十 地方税減収補填 償償還費</p> <p>地方税の減収補填のため平成二年度から平成二十二年年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>十一 地域財政特例対策償還費</p> <p>地域財政特例対策のため平成二年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>十二 臨時財政特例償還費</p> <p>臨時財政特例対策のため平成二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>十三 財源対策償還費</p> <p>平成六年度から平成二十二年年度までの各年度の財源対策のため当該各年度にお</p>

	市町村
<p>てん償償還費</p> <p>十五 臨時財政対策償還費</p>	<p>一〇八略</p> <p>九 補正予算償還費</p> <p>昭和五十四年度から平成十年年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>十 地方税減収補てん償償還費</p> <p>地方税の減収補てんのため平成元年度から平成二十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>十一 地域財政特例対策償還費</p> <p>地域財政特例対策のため平成元年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>十二 臨時財政特例償還費</p> <p>臨時財政特例対策のため平成元年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>十三 財源対策償還費</p> <p>平成六年度から平成二十一年度までの各年度の財源対策のため当該各年度にお</p>

	<p>十四 減税補填 債償還費</p> <p>十五 臨時税収補 填 債償還費</p> <p>十六 臨時財政対 策債償還費</p>	<p>て発行について同意又は許可を得た地方 債の額</p> <p>個人の市町村民税に係る特別減税等によ る平成六年度から平成八年度まで及び平 成十年度から平成十八年度までの各年度 の減収を補填 するため当該各年度にお いて特別に起こすことができることとさ れた地方債の額</p> <p>臨時税収補填 のため平成九年度におい て特別に起こすことができることとされ た地方債の額</p> <p>臨時財政対策のため平成十三年度から平 成二十二年までの各年度において特別 に起こすことができることとされた地方 債の額</p>
--	--	--

2 略

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、そ
れぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて
、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の 種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位
一 一 略	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した 事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるため昭和五十五年度から平成十年度 までの各年度において発行を許可された地方債	千円
四十二 昭 和五十五 年度から 平成十年		

	<p>十四 減税補てん 債償還費</p> <p>十五 臨時税収補 てん債償還費</p> <p>十六 臨時財政対 策債償還費</p>	<p>て発行について同意又は許可を得た地方 債の額</p> <p>個人の市町村民税に係る特別減税等によ る平成六年度から平成八年度まで及び平 成十年度から平成十八年度までの各年度 の減収を補てんするため当該各年度にお いて特別に起こすことができることとさ れた地方債の額</p> <p>臨時税収補てんのため平成九年度におい て特別に起こすことができることとされ た地方債の額</p> <p>臨時財政対策のため平成十三年度から平 成二十一年までの各年度において特別 に起こすことができることとされた地方 債の額</p>
--	---	--

2 略

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、そ
れぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて
、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の 種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位
一 一 略	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した 事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるため昭和五十四年度から平成十年度 までの各年度において発行を許可された地方債	千円
四十二 昭 和五十四 年度から 平成十年		

<p>度までの 各年度に おいて国 の補正予 算等に係 る事業費 の財源に 充てると め発行を 許可され た地方債 に係る元 利償還金</p>	<p>四十三平 成十一年 度から平 成十四年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十二年 度までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため</p>	<p>で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の 行う事業が当該各年度の国の補正予算により追 加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用 に係るものうち総務大臣が指定するものに係 る当該年度における元利償還金</p> <p>国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した 事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるとし平成十一年度から平成十四年度 まで及び平成十六年度から平成二十二年 度までの各年度において発行について同意又は許可を 得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金 又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予 算により追加された歳出又は国の公共事業等予 備費の使用に係るものうち総務大臣が指定す るものの額</p>	<p>千円</p>
---	---	--	-----------

<p>度までの 各年度に おいて国 の補正予 算等に係 る事業費 の財源に 充てると め発行を 許可され た地方債 に係る元 利償還金</p>	<p>四十三平 成十一年 度から平 成十四年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十二年 度までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため</p>	<p>で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の 行う事業が当該各年度の国の補正予算により追 加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用 に係るものうち総務大臣が指定するものに係 る当該年度における元利償還金</p> <p>国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した 事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるとし平成十一年度から平成十四年度 まで及び平成十六年度から平成二十一年度まで の各年度において発行について同意又は許可を 得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金 又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予 算により追加された歳出又は国の公共事業等予 備費の使用に係るものうち総務大臣が指定す るものの額</p>	<p>千円</p>
---	---	--	-----------

<p>四十五 地 域財政特 例対策の ため平成 二年度か ら平成五 年度まで の各年度</p>	<p>発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額</p> <p>四十四 地 方税の減 収補填 のため平 成二年度 から平成 二十二年 度までの 各年度に おいて特 別に発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 の額</p>	<p>道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補填のため、平成二年度から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から平成二十二年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成二年度から平成二十二年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p> <p>行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）第十四条又は第十五条の規定による国の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としてされた土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）</p>	<p>千円</p>	<p>千円</p>
---	--	---	-----------	-----------

<p>四十五 地 域財政特 例対策の ため平成 元年度か ら平成五 年度まで の各年度</p>	<p>発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額</p> <p>四十四 地 方税の減 収補てん のため平 成元年度 から平成 二十一年 度までの 各年度に おいて特 別に発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 の額</p>	<p>道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補てんのため、平成元年度から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から平成二十一年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補てんのため平成元年度から平成二十一年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p> <p>行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）第十四条又は第十五条の規定による国の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としてされた土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）</p>	<p>千円</p>	<p>千円</p>
---	---	---	-----------	-----------

<p>発行につ において 該各年度 のため当 の財源対 策</p>	<p>四十七 平 成六年度 から平成 二十二年 度までの 各年度の 財源対策 のため当 の財源対 策</p>	<p>において 特別に発 行を許可 された地 方債の額 四十六 臨 時財政特 例対策の ため平成 二十二年 度から平 成二十年 度までの 各年度 において 特別に 発行を許 可された 地方債の 額</p>	<p>の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又は補助額の減額に伴い、これらの減額による地方負担の増大に対処するため平成二十二年から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成二十二年から平成二十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十二年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p>	<p>千円</p>	<p>千円</p>
---	--	--	---	-----------	-----------

<p>発行につ において 該各年度 のため当 の財源対 策</p>	<p>四十七 平 成六年度 から平成 二十一年 度までの 各年度の 財源対策 のため当 の財源対 策</p>	<p>において 特別に発 行を許可 された地 方債の額 四十六 臨 時財政特 例対策の ため平成 元年度か ら平成十 二年度ま での各年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額</p>	<p>の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又は補助額の減額に伴い、これらの減額による地方負担の増大に対処するため平成元年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成元年度から平成二十一年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十一年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p>	<p>千円</p>	<p>千円</p>
---	--	---	---	-----------	-----------

四十八 個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十九年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方	いて同意又は許可を得た地方債の額
<p>(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成六年度法律第百十一号。以下「地方税法等改正法」という。)(第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度及び平成七年度の減収額</p> <p>(2) 所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年度法律第六号)第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による同年度及び平成七年度の減収額</p> <p>(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額</p> <p>(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第九号)第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額</p> <p>(5) 地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号)による改正前の地方税法附</p>	千円

四十八 個人	いて同意又は許可を得た地方債の額
<p>(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成六年度法律第百十一号。以下「地方税法等改正法」という。)(第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度及び平成七年度の減収額</p> <p>(2) 所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年度法律第六号)第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による同年度及び平成七年度の減収額</p> <p>(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額</p> <p>(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第九号)第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額</p> <p>(5) 地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号)による改正前の地方税法附</p>	千円

債の額

則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十年度及び平成十一年度の減収額

(6) 地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号)による改正前の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年年度の減収額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八号)第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第十三条の規定により平成十一年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方財政法(昭和二十二年法律第九号)第三十三条の五の四の規定により平成十五年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

四十九 臨時
時税収補
填のた
め平成九
年度にお
いて特別
に起こす
ことができ
ること
とされた
地方債の

千円

債の額

則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十年度及び平成十一年度の減収額

(6) 地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号)による改正前の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年年度の減収額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八号)第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第十三条の規定により平成十一年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方財政法(昭和二十二年法律第九号)第三十三条の五の四の規定により平成十五年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

四十九 臨時
時税収補
填のた
め平成九
年度にお
いて特別
に起こす
ことができ
ること
とされた
地方債の

千円

額

五十 臨時

財政対策
のため平
成十三年
度から平
成二十二
年度まで
の各年度
において
特別に起
こすこと
ができる
こととさ
れた地方
債の額

の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成
十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額
から地方消費税交付金の交付見込額を控除した
額に比して過少と認められる額として算定した
額、市町村にあつては地方財政法第三十三条の
四第二項の規定により当該市町村の平成九年度
の地方消費税交付金の収入見込額及び消費課与
税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の
平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の
収入見込額に比して過少と認められる額として
算定した額

(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
成十五年法律第十号）第三条の規定による改
正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項
の規定により平成十三年度及び平成十四年度
において起こすことができることとされた地
方債の額

(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
成十六年法律第十八号）第三条の規定による
改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一
項の規定により平成十五年度において起こす
ことができることとされた地方債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
成十九年法律第二十四号）第三条の規定によ
る改正前の地方財政法第三十三条の五の二第
一項の規定により平成十六年度から平成十八
年度までの各年度において起こすことができ
ることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
成二十二年法律第五号）第三条の規定による

千円

額

五十 臨時

財政対策
のため平
成十三年
度から平
成二十一
年度まで
の各年度
において
特別に起
こすこと
ができる
こととさ
れた地方
債の額

の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成
十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額
から地方消費税交付金の交付見込額を控除した
額に比して過少と認められる額として算定した
額、市町村にあつては地方財政法第三十三条の
四第二項の規定により当該市町村の平成九年度
の地方消費税交付金の収入見込額及び消費課与
税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の
平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の
収入見込額に比して過少と認められる額として
算定した額

(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
成十五年法律第十号）第三条の規定による改
正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項
の規定により平成十三年度及び平成十四年度
において起こすことができることとされた地
方債の額

(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
成十六年法律第十八号）第三条の規定による
改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一
項の規定により平成十五年度において起こす
ことができることとされた地方債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
成十九年法律第二十四号）第三条の規定によ
る改正前の地方財政法第三十三条の五の二第
一項の規定により平成十六年度から平成十八
年度までの各年度において起こすことができ
ることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
成二十二年法律第五号）第三条の規定による

千円

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2) 4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
	一 略			
	二 土木費			
	1 略			
	2 河川費		河川の延長	態容補正
	3 及び 4 略			
	三) 七 略			
	八 補正予算償還費		昭和五十五年度から平成十年 度までの各年度に	種別補正

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2) 4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
	一 略			
	二 土木費			
	1 略			
	2 河川費		河川の延長	種別補正及び態容補正
	3 及び 4 略			
	三) 七 略			
	八 補正予算償還費		昭和五十四年度から平成十年 度までの各年度に	種別補正

九 地方税減収補 填 償還費	おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金 平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十二年まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額 地方税の減収補 填 のため平成 二十二年から平成 二十一年度まで の各年度におい て特別に発行に ついて同意又は 許可を得た地方 債の額	種別補正	種別補正
-------------------	--	------	------

九 地方税減収補 てん 償還費	おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金 平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十一年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額 地方税の減収補 てんのため平成 二十一年度から平成 二十一年度まで の各年度におい て特別に発行に ついて同意又は 許可を得た地方 債の額	種別補正	種別補正
--------------------	--	------	------

十 地域財政特例 対策償還費	地域財政特例対 策のため平成二 年度から平成五 年度までの各年 度において特別 に発行を許可さ れた地方債の額	種別補正
十一 臨時財政特 例償還費	臨時財政特例対 策のため平成二 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額	種別補正
十二 財源対策債 償還費	平成六年度から 平成二十二年 度までの各年度 の財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
十三 減税補填 償還費	個人の道府県民 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び	種別補正

十 地域財政特例 対策償還費	地域財政特例対 策のため平成元 年度から平成五 年度までの各年 度において特別 に発行を許可さ れた地方債の額	種別補正
十一 臨時財政特 例償還費	臨時財政特例対 策のため平成元 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額	種別補正
十二 財源対策債 償還費	平成六年度から 平成二十一年 度までの各年度 の財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
十三 減税補てん 償還費	個人の道府県民 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び	種別補正

市町村		
八 補正予算債償 還費	一〇七略	
昭和五十五年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正	昭 和 五 十 五 年 度 か ら 平 成 十 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正	平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填する ため当該各年度において特別に起こすことが できることとされ た地方債の額 臨時税収補填 のため平成九年 度において特別 に起こすことが できることとさ れた地方債の額 臨時財政対策の ため平成十三年 度から平成二十 二年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額
種別補正	種別補正	種別補正

市町村		
八 補正予算債償 還費	一〇七略	
昭和五十四年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正	昭 和 五 十 四 年 度 か ら 平 成 十 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正	平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんする ため当該各年度において特別に起こすことが できることとされ た地方債の額 臨時税収補てん のため平成九年 度において特別 に起こすことが できることとさ れた地方債の額 臨時財政対策の ため平成十三年 度から平成二十 一年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額
種別補正	種別補正	種別補正

十 地域財政特例	九 地方税減収補 填 償償還費	予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正
		平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十二年まで各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
地域財政特例対	地方税の減収補填のため平成二十二年まで各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	種別補正

十 地域財政特例	九 地方税減収補 てん 償償還費	予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正
		平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年まで各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
地域財政特例対	地方税の減収補てんのため平成二十一年度まで各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	種別補正

対策債償還費	十一 臨時財政特 例債償還費	十二 財源対策債 償還費	十三 減税補填 債償還費
策のため平成二 年度から平成五 年度までの各年 度において特別 に発行を許可さ れた地方債の額	臨時財政特例対 策のため平成二 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額	平成六年度から 平成二十二年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	個人の市町村民 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び 平成十年度から
種別補正	種別補正	種別補正	

対策債償還費	十一 臨時財政特 例債償還費	十二 財源対策債 償還費	十三 減税補てん 債償還費
策のため平成元 年度から平成五 年度までの各年 度において特別 に発行を許可さ れた地方債の額	臨時財政特例対 策のため平成元 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額	平成六年度から 平成二十一年度 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	個人の市町村民 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び 平成十年度から
種別補正	種別補正	種別補正	

6 12 略			
	十四 臨時税収補 填 償償還費	平成十八年度までの各年度の減収を補填する ため当該各年度において特別に起こすことができるとされた地方債の額	種別補正
	十五 臨時財政対 策償償還費	臨時財政対策のため平成二十二年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正

(特別交付税の額の算定)

第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕そくされなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定によつて算定された基準財政収入額のうちに着しく過大に算定された財政

6 12 略			
	十四 臨時税収補 てん 償償還費	平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができるとされた地方債の額	種別補正
	十五 臨時財政対 策償償還費	臨時財政対策のため平成二十一年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正

(特別交付税の額の算定)

第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕そくされなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定によつて算定された基準財政収入額のうちに着しく過大に算定された財政

収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね二分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

3 激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難しい場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期^きごとに決定すべき額に關し特例を設けることができる。

4 総務大臣は、第二項前段又は前項の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

（交付時期）

収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額の三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

3 総務大臣は、前項前段の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

（交付時期）

第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月において交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月及び六月	前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額に当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額
十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額
十二月	前条第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額
三月	前条第二項の規定により三月中に総務大臣が決定する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模な災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更に程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特

第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月において交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月及び六月	前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額に当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額
十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額
十二月	前条第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額
三月	前条第二項の規定により三月中に総務大臣が決定する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模な災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更に程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特

別の財政需要の額等を参しやくして、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けるべき交付税の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

附則

(平成二十三年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十三年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に一兆八千五百億円を加算した額から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号

(第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この条及び附則第六条の三第三項第一号において「旧法」という。)(附則第四条の二第二項の規定において平成二十三年度分の交付税の総額に加算することとされた額

八百六十七億円

別の財政需要の額等を参しやくして、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けるべき交付税の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

附則

(平成二十二年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十二年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に三千七百億円を加算した額から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額に地方団体が行う雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆四千八百五十億円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五 号

(第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この条及び次条第五項において「旧法」という。)(附則第四条の二第三項の規定において平成二十二年度分の交付税の総額に加算することとされた額

八百六十六億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十三年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六千六百九十五億円

四 平成二十三年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆八千五百四十四億円

五 平成二十三年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆五千百七十二億九千五百四十八万円

六 平成二十二年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆六千百七十二億九千五百四十八万円

七 平成二十三年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 四千三百六十一億円

2 平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第四項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた九百九十八億八千七百四十万円 を減額する。

（平成二十四年度から平成六十二年まで各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十四年度から平成六十二年まで各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

三 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十二年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六千六百九十五億円

四 平成二十二年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 五兆三千八百八十億円

五 平成二十二年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆六千百七十二億九千五百四十八万円

六 平成二十一年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆六千百七十二億九千五百四十八万円

七 平成二十二年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 五千七百七十二億円

2 平成二十二年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた八百七十五億七千七百五十一万九千円を減額する。

（平成二十三年度から平成四十二年まで各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十三年度から平成三十八年度まで各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の前年度の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十四年度分 の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、前項の額に八百六十七億円を加算する。

3 平成二十四年度分及び平成二十五年度分の交付税の総額については、第一項の額に二千五百億円を加算する。

4 平成二十四年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額は、平成二十四年度にあつては第一項の額に

前二項の規定により加算される額及び六千二百三十四億八千五百万円	を加算した額とし、平成二十五年度
にあつては第一項の額に前項の規定により加算される額及び五千五百八十一億円を加算した額とし、平成二十六年度から平成三十八年度までの各年度にあつては第一項の額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表	

二 当該各年度における借入金の前年度の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十三年及び平成二十四年度 の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、前項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成二十三年	八百六十七億円
平成二十四年	八百六十七億円

3 平成二十三年から平成三十七年度までの各年度分の交付税の総額は、平成二十三年及び平成二十四年度にあつては第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、

平成二十五年から平成三十七年度までの各年度にあつては第一項の額に同表	の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表
------------------------------------	--------------------

の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千六百九十四億円
平成二十八年	四千二百四億円
平成二十九年	三千八百七億円
平成三十年	三千三百二十七億円
平成三十一年	二千九百六億円
平成三十二年	二千四百六十九億円
平成三十三年	二千十九億円
平成三十四年	千五百七十五億円
平成三十五年	千百二十九億円
平成三十六年	七百三十六億円
平成三十七年	四百十七億円
平成三十八年	百六十六億円

5 | 平成二十四年度から平成二十七年までの各年度分として交付すべき交

付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成十九年度において交付すべきであった額を

の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十三年	六千六百九十五億円
平成二十四年	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年	五千五百八十一億円
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千六百九十四億円
平成二十八年	四千二百四億円
平成二十九年	三千七百三十九億円
平成三十年	三千二百五十二億円
平成三十一年	二千八百二十三億円
平成三十二年	二千三百七十七億円
平成三十三年	千九百十八億円
平成三十四年	千四百六十三億円
平成三十五年	千六億円
平成三十六年	六百一億円
平成三十七年	二百六十八億円

4 | 平成二十三年から平成二十七年までの各年度分として交付すべき交

付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成十九年度において交付すべきであった額を

超えて交付された額のうち三千九百九十五億四千九百六十万円及び平成二十年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち六千五百九十六億六百六十九万八千円について

、平成二十四年度に当該年度分の交付税の総額から三千六百三十六億八千七百四十万円を、平成二十五年に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十七億八千七百四十万円を、平成二十六年に当該年度分の交付税の総額から二千三百七十七億八千七百四十万円を、平成二十七年に当該年度分の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九万八千円をそれぞれ減額する。

6 | 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十四年度から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十四年度から平成二十七年までの各年度にあつては第四項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億九千九百万円を

、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

7 | 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第

超えて交付された額のうち四千九百九十四億三千七百万円及び平成二十年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち六千五百九十六億六百六十九万八千円について、平成二十三年に当該年度分の交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円を、平成二十四年度に当該年度分の交付税の総額から三千六百三十六億八千七百四十万円を、平成二十五年に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十七億八千七百四十万円を、平成二十六年に当該年度分の交付税の総額から二千三百七十七億八千七百四十万円を、平成二十七年に当該年度分の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九万八千円をそれぞれ減額する。

5 | 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び旧法

附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十四年度から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十四年度から平成二十七年までの各年度にあつては第三項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年度から平成三十七年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億九千九百万円を、平成三十八年度にあつては第一項の額から千八百十一億九千九百万円を、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては第六条第二項の規定により算定した額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

6 | 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第

四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(平成二十四年度及び平成二十五年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 平成二十四年度及び平成二十五年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債(以下この項において「臨時財政対策債」という。)で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(5)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額
(地方再生対策費の基準財政需要額への算入)

第五条の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た

四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(地方再生対策費の基準財政需要額への算入)

第五条の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た

額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地方再生対策費	人口	一人につき 九六九円
市町村	地方再生対策費	人口 耕地及び林野の面積	一人につき 一、二六〇円 一ヘクタールにつき 九〇〇円

2 略

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十三年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等のための地	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び	千円につき 九五〇円

額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地方再生対策費	人口	一人につき 一、三〇〇円
市町村	地方再生対策費	人口 耕地及び林野の面積	一人につき 一、六七〇円 一ヘクタールにつき 一、二二〇円

2 略

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十二年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等のための地	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び	千円につき 九五〇円

方債利子支 払費	公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債に係る利子支払額
-------------	--

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎に
より同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところに
より算定する。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八條の規定による改正前の民法第三十四條の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可	千円

方債利子支 払費	公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債に係る利子支払額
-------------	--

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎に
より同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところに
より算定する。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八條の規定による改正前の民法第三十四條の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可	千円

された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額

(雇用対策・地域資源活用推進費の基準財政需要額への算入)

第六条の二 平成二十三年から平成二十五年までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	雇用対策 ・地域資源活用推進費	人口	一人につき 六八〇円
市町村	雇用対策 ・地域資源活用推進費	人口	一人につき 五二六円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定める

された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額

ところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

(平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の交付税に係る基準
財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十三年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額を、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額を控除した額とし、平成二十四年度及び平成二十五年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	一人につき 九、〇六三 円
市町村	人口	一人につき 五、六六〇 円

二 二兆七千六百三十四億円に当該道府県の控除前財源不足額(

この条の規定の適用がないものとした場合に

(平成二十二年度分) の交付税に係る基準

財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成二十二年度分) の地方交付

税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、
第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額を、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額を控除した額とする

一次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	一人につき 二一、九九二 円
市町村	人口	一人につき 一一、八四四 円

二 二兆二千三百三十四億円に当該道府県の控除前財源不足額(第十条第

三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合に

おける基準財政需要額から前号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

三 一兆四千二百六十六億円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 前項第一号の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

3 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの三分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十一年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政

おける基準財政需要額から前号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

三 九千七百二十億円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 前項第一号の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

3 控除前財源不足額については、当該地方団体の財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。）に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

需要額で除して得た数値

三 平成二十年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

4 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した

この条の規

定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

4 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（東京都三宅村に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第九条の二 東京都三宅村に対して交付すべき平成十九年度から平成二十二年までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合には、第十二条第三項及び附則第五条の二第二項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法並びに第十三条の測定単位の数値の補正について、総務省令で特例を設けることができる。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用		
道 府 県	一 警察費	警察職員数	一人につき 八、八七五、〇〇〇 円		
		二 土木費	1 道路橋り よつ費	道路の面積	千平方メートルにつき 一六一、〇〇〇
				道路の延長	一キロメートルにつき 二、〇七五、〇〇〇
	2 河川費			河川の延長	一キロメートルにつき 一七三、〇〇〇
			3 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき 二九、三〇〇
				港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき 六、一一〇
	漁港における係留施設の延長			一メートルにつき 一一、九〇〇	

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用		
道 府 県	一 警察費	警察職員数	一人につき 九、一九一、〇〇〇 円		
		二 土木費	1 道路橋り よつ費	道路の面積	千平方メートルにつき 一五三、〇〇〇
				道路の延長	一キロメートルにつき 二、一六七、〇〇〇
	2 河川費			河川の延長	一キロメートルにつき 一八〇、〇〇〇
			3 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき 三〇、五〇〇
				港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき 六、一三〇
	漁港における係留施設の延長			一メートルにつき 一一、七〇〇	

		漁港における外郭施設の延長		一メートルにつき		六、〇四〇	
4	その他の人口	一人につき	一、六四〇				
三 教育費							
1	小学校費	一人につき	六、六一四、〇〇〇				
2	中学校費	一人につき	六、六七七、〇〇〇				
3	高等学校費	一人につき	七、一九九、〇〇〇				
	生徒数	一人につき	六八、〇〇〇				
4	特別支援学校費	一人につき	六、四九六、〇〇〇				
	教職員数	一人につき	二、四〇五、〇〇〇				
5	その他の人口	一人につき	一、八六〇				
教育費							
	高等専門学校及び大学の学生数	一人につき	二四三、〇〇〇				
	私立の学校の幼児、児童及び生徒	一人につき	二六二、九〇〇				

		漁港における外郭施設の延長		一メートルにつき		六、〇七〇	
4	その他の人口	一人につき	一、七六〇				
三 教育費							
1	小学校費	一人につき	六、七五五、〇〇〇				
2	中学校費	一人につき	六、八〇七、〇〇〇				
3	高等学校費	一人につき	七、四七五、〇〇〇				
	生徒数	一人につき	六八、一〇〇				
4	特別支援学校費	一人につき	六、七〇六、〇〇〇				
	教職員数	一人につき	二、五四三、〇〇〇				
5	その他の人口	一人につき	一、九二〇				
教育費							
	高等専門学校及び大学の学生数	一人につき	二四八、〇〇〇				
	私立の学校の幼児、児童及び生徒	一人につき	二五八、四〇〇				

		四 厚生労働費		五 産業経済費						
		1 生活保護費	2 社会福祉費	3 衛生費	4 高齢者保健福祉費	5 労働費	1 農業行政費	2 林野行政費	3 水産行政費	4 商工行政費
		町村部人口	人口	人口	六十五歳以上人口	人口	農家数	公有以外の林野の面積	水産業者数	人口
		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一戸につき	一ヘクタールにつき	一人につき	一人につき
		八、一七〇	一一、六〇〇	一一、五〇〇	五、四〇〇	一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	五、一一〇	三三、五〇〇	二、二九〇

		四 厚生労働費		五 産業経済費						
		1 生活保護費	2 社会福祉費	3 衛生費	4 高齢者保健福祉費	5 労働費	1 農業行政費	2 林野行政費	3 水産行政費	4 商工行政費
		町村部人口	人口	人口	六十五歳以上人口	人口	農家数	公有以外の林野の面積	水産業者数	人口
		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一戸につき	一ヘクタールにつき	一人につき	一人につき
		七、四三〇	一〇、八〇〇	一一、二〇〇	四九、二〇〇	九七、四〇〇	一一七、〇〇〇	四、九七〇	三一三、〇〇〇	二、三四〇

		六 総務費		七 災害復旧費		八 補正予算債償還費	
		1 徴税費	2 恩給費	3 地域振興費			
		世帯数	恩給受給権者数	人口	災害復旧事業費の財源	昭和三十五年	昭和三十五年
		一世帯につき	一人につき	一人につき	千円につき	千円につき	千円につき
		六、六五〇	一、二〇一、〇〇〇	九八九	九五〇		八〇〇

		六 総務費		七 災害復旧費		八 補正予算債償還費	
		1 徴税費	2 恩給費	3 地域振興費			
		世帯数	恩給受給権者数	人口	災害復旧事業費の財源	昭和三十四年	昭和三十四年
		一世帯につき	一人につき	一人につき	千円につき	千円につき	千円につき
		七、二八〇	一、二三一、〇〇〇	七三一	九五〇		八〇〇

可 を 得 た 地	同 意 又 は 許	行 に つ い て	特 別 に 発	年 度 に お い	度 ま で の 各	成 二 十 二 年	年 度 か ら 平	た め 平 成 二	収 補 填 の	地 方 税 の 減	地 方 債 の 額	許 可 を 得 た	て 同 意 又 は	発 行 に つ い	充 て る た め	費 の 財 源 に	に 係 る 事 業	補 正 予 算 等	お い て 国 の	の 各 年 度 に	二 年 度 ま で	ら 平 成 二 十	十 六 年 度 か	で 及 び 平 成	十 四 年 度 ま	度 か ら 平 成	平 成 十 一 年	元 利 償 還 金	方 債 に 係 る	五 六
																														千 円 に つ き
																												六 三		

可 を 得 た 地	同 意 又 は 許	行 に つ い て	特 別 に 発	年 度 に お い	度 ま で の 各	成 二 十 一 年	年 度 か ら 平	た め 平 成 元	収 補 填 の	地 方 税 の 減	地 方 債 の 額	許 可 を 得 た	て 同 意 又 は	発 行 に つ い	充 て る た め	費 の 財 源 に	に 係 る 事 業	補 正 予 算 等	お い て 国 の	の 各 年 度 に	一 年 度 ま で	ら 平 成 二 十	十 六 年 度 か	で 及 び 平 成	十 四 年 度 ま	度 か ら 平 成	平 成 十 一 年	元 利 償 還 金	方 債 に 係 る	五 六
																														千 円 に つ き
																												六 七		

十二 財源対策 債償還費		十一 臨時財政 特別債償還費					十 地域財政特 例対策債償還 費																					
の ため 当該	の 財 源 対 策	で の 各 年 度	十二 年 度 ま た ら ち	平 成 六 年 度	十二 年 度 ま た ら ち	め 平 成 二 年	度 から 平 成	十二 年 度 ま た ら ち	で の 各 年 度	にお いて 特 別 に 発 行 を 許 可 さ れ た	地 方 債 の 額	の 各 年 度 に お いて 特 別 に 発 行 を 許 可 さ れ た	可 さ れ た 地 方 債 の 額	方 債 の 額	地 域 財 政 特 例 対 策 の た つ き	め 平 成 二 年	度 から 平 成	五 年 度 ま で	の 各 年 度 に お いて 特 別 に 発 行 を 許 可 さ れ た	の 各 年 度 に お いて 特 別 に 発 行 を 許 可 さ れ た	可 さ れ た 地 方 債 の 額	方 債 の 額						
				千 円 に		つ き									千 円 に	つ き										四 〇		
				五 八		つ き									千 円 に	つ き											四 〇	

十二 財源対策 債償還費		十一 臨時財政 特別債償還費					十 地域財政特 例対策債償還 費																					
の ため 当該	の 財 源 対 策	で の 各 年 度	十 一 年 度 ま た ら ち	平 成 六 年 度	十二 年 度 ま た ら ち	め 平 成 元 年	度 から 平 成	十二 年 度 ま た ら ち	で の 各 年 度	にお いて 特 別 に 発 行 を 許 可 さ れ た	地 方 債 の 額	の 各 年 度 に お いて 特 別 に 発 行 を 許 可 さ れ た	可 さ れ た 地 方 債 の 額	方 債 の 額	地 域 財 政 特 例 対 策 の た つ き	め 平 成 元 年	度 から 平 成	五 年 度 ま で	の 各 年 度 に お いて 特 別 に 発 行 を 許 可 さ れ た	の 各 年 度 に お いて 特 別 に 発 行 を 許 可 さ れ た	可 さ れ た 地 方 債 の 額	方 債 の 額						
				千 円 に		つ き									千 円 に	つ き										三 六		
				六 〇		つ き									千 円 に	つ き											三 六	

市町村					
一 消防費	二 土木費	十五 臨時財政 対策債償還費		別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	
1 道路橋り よう費	道路の面積	人口	臨時財政対 策のため平 成十三年度 から平成二 十二年度ま での各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に つき	六八
道路の延長 メートル に	メートル に	一人に つき		二二九、〇〇〇	八一、二〇〇
二二九、〇〇〇	八二、四〇〇	八一、二〇〇		円	

市町村					
一 消防費	二 土木費	十五 臨時財政 対策債償還費		別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	
1 道路橋り よう費	道路の面積	人口	臨時財政対 策のため平 成十三年度 から平成二 十一年度ま での各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に つき	六八
道路の延長 メートル に	メートル に	一人に つき		二二九、〇〇〇	八一、二〇〇
二二九、〇〇〇	八三、五〇〇	八一、二〇〇		円	

三 教育費		6 その他の 土木費	5 下水道費	4 公園費		3 都市計画費							2 港湾費
		人口	人口		人口	人口	都市計画区 域における 人口	都市計画区 域における 人口	漁港におけ る外郭施設 の延長	漁港におけ る係留施設 の延長	漁港におけ る係留施設 の延長	港湾におけ る外郭施設 の延長	港湾におけ る係留施設 の延長
		一人に つき	一人に つき	千平方 メートルに つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一メー トルに つき	一メー トルに つき	一メー トルに つき	一メー トルに つき	一メー トルに つき
		一、八八〇	九四	三七、七〇〇	六一一	一、〇五〇		四、四〇〇		一一、九〇〇		六、一一〇	二八、九〇〇

三 教育費		6 その他の 土木費	5 下水道費	4 公園費		3 都市計画費							2 港湾費
		人口	人口		人口	人口	都市計画区 域における 人口	都市計画区 域における 人口	漁港におけ る外郭施設 の延長	漁港におけ る係留施設 の延長	漁港におけ る係留施設 の延長	港湾におけ る外郭施設 の延長	港湾におけ る係留施設 の延長
		一人に つき	一人に つき	千平方 メートルに つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一メー トルに つき	一メー トルに つき	一メー トルに つき	一メー トルに つき	一メー トルに つき
		二、〇一〇	一〇〇	三七、八〇〇	六三五	一、一〇〇		四、七二〇		一一、六〇〇		六、一三〇	三〇、〇〇〇

3 保健衛生費		2 中学校費		1 小学校費	
人口	一人につき	生徒数	学校数	児童数	一人につき
六、五七〇	一人につき	七、二六九、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	四三、三〇〇	一人につき
4 その他の教育費		3 高等学校費		2 中学校費	
人口	一人につき	教職員数	学校数	学級数	一人につき
五、二〇〇	一人につき	七、二六九、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	一、二二一、〇〇〇	一人につき
1 生活保護費		2 中学校費		1 小学校費	
市部人口	一人につき	生徒数	学校数	学級数	一人につき
八、三七〇	一人につき	七、二六九、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	九、四六三、〇〇〇	一人につき
四 厚生費		3 高等学校費		2 中学校費	
市部人口	一人につき	教職員数	学校数	学級数	一人につき
八、三七〇	一人につき	七、二六九、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	九、四六三、〇〇〇	一人につき
1 生活保護費		3 高等学校費		2 中学校費	
市部人口	一人につき	教職員数	学校数	学級数	一人につき
八、三七〇	一人につき	七、二六九、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	九、四六三、〇〇〇	一人につき
2 社会福祉費		3 高等学校費		2 中学校費	
人口	一人につき	教職員数	学校数	学級数	一人につき
一八、八〇〇	一人につき	七、二六九、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	九、四六三、〇〇〇	一人につき
3 保健衛生費		2 中学校費		1 小学校費	
人口	一人につき	生徒数	学校数	児童数	一人につき
六、五七〇	一人につき	七、二六九、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	四三、三〇〇	一人につき

3 保健衛生費		2 中学校費		1 小学校費	
人口	一人につき	生徒数	学校数	児童数	一人につき
五、九二〇	一人につき	七、五〇四、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	四三、四〇〇	一人につき
4 その他の教育費		3 高等学校費		2 中学校費	
人口	一人につき	教職員数	学校数	学級数	一人につき
五、三〇〇	一人につき	七、五〇四、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	一、二二五、〇〇〇	一人につき
1 生活保護費		2 中学校費		1 小学校費	
市部人口	一人につき	生徒数	学校数	学級数	一人につき
七、五〇〇	一人につき	七、五〇四、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	九、四九〇、〇〇〇	一人につき
四 厚生費		3 高等学校費		2 中学校費	
市部人口	一人につき	教職員数	学校数	学級数	一人につき
七、五〇〇	一人につき	七、五〇四、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	九、四九〇、〇〇〇	一人につき
1 生活保護費		3 高等学校費		2 中学校費	
市部人口	一人につき	教職員数	学校数	学級数	一人につき
七、五〇〇	一人につき	七、五〇四、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	九、四九〇、〇〇〇	一人につき
2 社会福祉費		3 高等学校費		2 中学校費	
人口	一人につき	教職員数	学校数	学級数	一人につき
一七、四〇〇	一人につき	七、五〇四、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	九、四九〇、〇〇〇	一人につき
3 保健衛生費		2 中学校費		1 小学校費	
人口	一人につき	生徒数	学校数	児童数	一人につき
五、九二〇	一人につき	七、五〇四、〇〇〇	九、九七一、〇〇〇	四三、四〇〇	一人につき

費		4 高齢者保健福祉費		5 清掃費		五 産業経済費		1 農業行政費		2 林野水産行政費		3 商工行政費		六 総務費		1 徴税費		2 戸籍住民基本台帳費		3 地域振興費	
面積	人口	世帯数	戸籍数	人口	人口	農家数	農家数	農家数	農家数	林業及び水産業の従業者数	人口	人口	人口	世帯数	世帯数	戸籍数	世帯数	戸籍数	人口	面積	
キロメ	一人に	一世帯につき	一籍につき	一人に	一人に	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一籍につき	一世帯につき	一籍につき	一人につき	一平方	
								九〇、七〇〇		二八五、〇〇〇			一、四八〇		五、八〇〇	一、五五〇	二、八八〇	三、一九〇		一、二二九、〇〇〇	

費		4 高齢者保健福祉費		5 清掃費		五 産業経済費		1 農業行政費		2 林野水産行政費		3 商工行政費		六 総務費		1 徴税費		2 戸籍住民基本台帳費		3 地域振興費	
面積	人口	世帯数	戸籍数	人口	人口	農家数	農家数	農家数	農家数	林業及び水産業の従業者数	人口	人口	人口	世帯数	世帯数	戸籍数	世帯数	戸籍数	人口	面積	
キロメ	一人に	一世帯につき	一籍につき	一人に	一人に	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一籍につき	一世帯につき	一籍につき	一人につき	一平方	
								九四、二〇〇		二六六、〇〇〇			一、四九〇		七、〇五〇	一、六三〇	二、六七〇	二、二〇〇		一、二二七、〇〇〇	

七 災害復旧費		災害復旧事業費の財源に充てられたるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業償還費		辺地対策事業費の財源に充てられたるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 補正予算償還費		昭和五十五年成十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられたる	千円につき	八〇〇

七 災害復旧費		災害復旧事業費の財源に充てられたるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業償還費		辺地対策事業費の財源に充てられたるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 補正予算償還費		昭和五十四年度成十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられたる	千円につき	八〇〇

行について	特別に発行	年度におい	成二十年	年度から平	ため平成二	収補填の	地方税の減	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国	の各年度に	二年度まで	ら平成二十	十六年度か	及び平成	十四年度ま	度から平成	平成十一年	元利償還金	方債に係る	可された地	め発行を許	

六三

五六

行について	特別に発行	年度におい	成二十一年	年度から平	ため平成元	収補填の	地方税の減	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国	の各年度に	一年度まで	ら平成二十	十六年度か	及び平成	十四年度ま	度から平成	平成十一年	元利償還金	方債に係る	可された地	め発行を許	

六七

五六

十一 地域財政 特例対策債償 還費		十二 臨時財政 特例債償還費		十三 財源対策 債償還費	
同意又は許 可を得た地 方債の額	千円に	同意又は許 可を得た地 方債の額	千円に	地方債の額	千円に
地域財政特 例対策のた つき	三六	臨時財政特 例対策のた つき	四〇	平成六年度 から平成二 十二年まで の各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお	五八

十一 地域財政 特例対策債償 還費		十二 臨時財政 特例債償還費		十三 財源対策 債償還費	
同意又は許 可を得た地 方債の額	千円に	同意又は許 可を得た地 方債の額	千円に	地方債の額	千円に
地域財政特 例対策のた つき	三六	臨時財政特 例対策のた つき	三六	平成六年度 から平成二 十一年まで の各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお	五九

十五 臨時税収 補填債償還 費	臨時税収補填のため 平成九年度 において特 別に起こす	十四 減税補填 債償還費	個人の市町 村民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年 から平成十 八年度まで の各年度の 減収を補填 するた 当該各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額
	千円に つき			
	五三			八九

十五 臨時税収 補てん債償還 費	臨時税収補てんのため 平成九年度 において特 別に起こす	十四 減税補て ん債償還費	個人の市町 村民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年 から平成十 八年度まで の各年度の 減収を補て んするた 当該各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額
	千円に つき			
	五三			九〇

市町村	道府県		種 類	地 方 の 団 体 の 種 類	別表第二(第十二条第五項関係)	測定単位		単位費用	臨時財政 対策債償還費 の額	臨時財政対 策のため平 成十三年度 から平成二 十二年 までの各年 度において 特別に起す ことができ ることとさ れた地方債 の額	臨時財政対 策のため平 成十三年度 から平成二 十二年 までの各年 度において 特別に起す ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に つき	六八	
	人口	面積				人口	面積							
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
二二、五〇〇	一、二六二、〇〇〇	二二、一七〇	一、二六二、〇〇〇	二二、一七〇	二二、五〇〇	一、二六二、〇〇〇	二二、一七〇	一、二六二、〇〇〇	二二、五〇〇	一、二六二、〇〇〇	二二、一七〇	一、二六二、〇〇〇	二二、五〇〇	一、二六二、〇〇〇

市町村	道府県		種 類	地 方 の 団 体 の 種 類	別表第二(第十二条第五項関係)	測定単位		単位費用	臨時財政 対策債償還費 の額	臨時財政対 策のため平 成十三年度 から平成二 十二年 までの各年 度において 特別に起す ことができ ることとさ れた地方債 の額	臨時財政対 策のため平 成十三年度 から平成二 十二年 までの各年 度において 特別に起す ことができ ることとさ れた地方債 の額	千円に つき	六九	
	人口	面積				人口	面積							
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
二二、四二〇	一、二二八、〇〇〇	二二、一七〇	一、二二八、〇〇〇	二二、一七〇	二二、四二〇	一、二二八、〇〇〇	二二、一七〇	一、二二八、〇〇〇	二二、四二〇	一、二二八、〇〇〇	二二、一七〇	一、二二八、〇〇〇	二二、四二〇	一、二二八、〇〇〇

	面積	
つき	一平方キロメートルに	二、五六四、〇〇〇
	面積	
つき	一平方キロメートルに	二、五六二、〇〇〇

改正案		現行	
<p>附則</p> <p>（交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例）</p> <p>第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十三年度から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年度にあつては三十三兆五千七百七十二億九千五百四十万八千円</p> <p>を、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度にあつては三十三兆五千七百七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十八兆九千七百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金を行うことができる。</p>		<p>附則</p> <p>（交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例）</p> <p>第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十二年度にあつては三十三兆六千七百七十二億九千五百四十万八千円（以下この項において「平成二十二年度分の借入金限度額」という。）を、平成二十三年度から平成三十八年度までの各年度にあつては平成二十二年度分の借入金限度額から 次表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を</p> <p>限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金を行うことができる。</p>	
年度	控除額	年度	控除額
平成二十四年度	千億円	平成二十三年度	八千五百九十三億円
		平成二十四年度	九千四百五十三億円

平成二十五年	千億円
平成二十六年	二千億円
平成二十七年	三千億円
平成二十八年	四千億円
平成二十九年	五千億円
平成三十年	六千億円
平成三十一年	七千億円
平成三十二年	八千億円
平成三十三年	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十三年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆三千百

平成二十五年	一兆七百六十六億円
平成二十六年	一兆二千二百四十八億円
平成二十七年	一兆三千九百二十億円
平成二十八年	一兆五千八百億円
平成二十九年	一兆七千三百八十億円
平成三十年	一兆九千百十八億円
平成三十一年	二兆千二十九億円
平成三十二年	二兆三千百三十五億円
平成三十三年	二兆五千四百四十五億円
平成三十四年	二兆七千九百九十一億円
平成三十五年	二兆九千八百三十六億円
平成三十六年	三兆千七百七十億円
平成三十七年	三兆三千七百九十一億円
平成三十八年	三兆五千八百九十七億九千五百四十八万円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十二年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆四千八

五十億円を加算した額とし、

、平成二十四年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号から第三号までに掲げる額の合算額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成二十六年及び平成二十七年にあつては同条の規定により算定した額に第三号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第三号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし

、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額から第六号に掲げる額を減額した額とする。

一 地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により平成二十四年度分の交付税の総額に加算する金額 八百六十七億円

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十四年度及び平成二十五年度分の交付税の総額に加算する金額 二千百五十億円

百五十億円を加算した額とし、平成二十三年にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、

平成二十五年度から平成二十七年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十七年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成三十八年度にあつては同条の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成二十三年 度	八百六十七億円
平成二十四年 度	八百六十七億円

三 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千百十二億円
平成二十七年 度	四千六百九十四億円
平成二十八 年度	四千二百四億円
平成二十九 年度	三千八百七億円
平成三十年 度	三千三百二十七億円
平成三十一年 度	二千九百六億円
平成三十二年 度	二千四百六十九億円
平成三十三年 度	二千十九億円
平成三十四年 度	千五百七十五億円
平成三十五年 度	千百二十九億円
平成三十六年 度	七百三十六億円
平成三十七年 度	四百十七億円
平成三十八年 度	百六十六億円

四 地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成二十四年度から

平成二十七年 度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 八百

二十七億三千六百五十万円

五 地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成二十八年度から

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十三年 度	六千六百九十五億円
平成二十四年 度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年 度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千百十二億円
平成二十七年 度	四千六百九十四億円
平成二十八 年度	四千二百四億円
平成二十九 年度	三千七百三十九億円
平成三十年 度	三千二百五十二億円
平成三十一年 度	二千八百二十三億円
平成三十二年 度	二千三百七十七億円
平成三十三年 度	千九百十八億円
平成三十四年 度	千四百六十三億円
平成三十五年 度	千六億円
平成三十六年 度	六百一億円
平成三十七年 度	二百六十八億円

三 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十四年度から

平成二十七年 度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 八百

二十七億三千六百五十万円

四 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十八年度から

<p>平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百十一億千九百万円</p>	<p>平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百十一億千九百万円</p>
<p>六 地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成三十九年度から平成四十二年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円</p>	<p>五 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成三十九年度から平成四十二年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（平成二十三年年度から平成二十五年度までの間における地方債の特例等）</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十三年年度から平成二十五年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</p> <p>2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十二年度</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十二年度</p> <p>に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</p> <p>2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。</p>

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部改正（第四条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行により児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担が増大すること並びに平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年子ども手当支給法」という。）の施行により子ども手当（平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法の定めにより児童手当とみなされる部分を含む以下同じ。）に要する費用についての地方公共団体の負担が発生すること並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行によ</p>
<p>平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年子ども手当支給法」という。）の施行により子ども手当（平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法の定めにより児童手当とみなされる部分を含む以下同じ。）に要する費用についての地方公共団体の負担が発生すること並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行によ</p>	<p>平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年子ども手当支給法」という。）の施行により子ども手当（平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法の定めにより児童手当とみなされる部分を含む以下同じ。）に要する費用についての地方公共団体の負担が増大すること並びに平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年子ども手当支給法」という。）の施行により児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担が増大すること並びに平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年子ども手当支給法」という。）の施行により子ども手当（平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法の定めにより児童手当とみなされる部分を含む以下同じ。）に要する費用についての地方公共団体の負担が発生すること</p>

り生じた児童手当に要する費用についての地方公共団体の財源の不均衡があること並びに個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「地方税法等改正法」という。）の施行により自動車取得税の収入が減少することに伴い地方税法第四百十三条の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村に対して交付するものとする。

2 地方特例交付金の種類は、児童手当及び子ども手当特例交付金（

平成二十

一年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法の施行による子ども手当に要する費用についての地方公共団体の負担の発生に対処するために平成二十三年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び減収補填 特例交付金（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特

並びに個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「地方税法等改正法」という。）の施行により自動車取得税の収入が減少することに伴い地方税法第四百十三条の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村に対して交付するものとする。

2 地方特例交付金の種類は、児童手当及び子ども手当特例交付金（平成十

八年児童手当法等改正法及び平成十九年児童手当法改正法の施行による児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担の増大並びに平成二十一年子ども手当支給法

の施行による子

ども手当に要する費用についての地方公共団体の負担の発生に対処するために当分の間の措置として 交付する交付金をいう。以下同じ。）及び減収補てん特例交付金（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特

別税額控除による減収額を埋めるため（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該減収額及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため）に当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における第四条第一項に規定する減収補填特例交付金総額（平成二十三年度にあつては、当該額に次条第一項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金総額を加えた額）とする。

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において第四条第三項又は第五項の規定により交付すべき減収補填特例交付金の額（平成二十三年度にあつては、当該額に次条第三項又は第六項の規定により交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額を加えた額）とする。

（児童手当及び子ども手当特例交付金の額）

第三条 平成二十三年度分として交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、

平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十

三年子ども手当支給法の施行により発生した地方公共団体の子ども手当

別税額控除による減収額を埋めるため（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該減収額及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため）に当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金総額及び当該年度における第四条第一項に規定する減収補てん特例交付金総額の合算額とする。

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第三項又は第五項の規定により交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額及び当該年度において第四条第三項又は第五項の規定により交付すべき減収補てん特例交付金の額の合算額とする。

（児童手当及び子ども手当特例交付金の額）

第三条 毎年度分として交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、平成十八年児童手当法等改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（平成二十二年度にあつては、当該額に、平成十九年児童手当法改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（第三項及び第五項において「平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額」という。）及び平成二十二年子ども手当支給法

の施行により発生した地方公共団体の子ども手当

に要する費用の状況を勘案して予算で定める額）

次項及び第五項において「児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

2 平成二十三年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（第四項第六号及び第九号において「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

3 平成二十三年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 調整対象都道府県 調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数で按分した額に、平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当対象児童の数で按分した額及び平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当引上対象児童数で按分した額の合算額を加算した額

二 調整対象外都道府県 調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数で按分した額

に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（第三項及び第五項において「平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総額」という。）の合算額を加算した額。次項及び第四項において「児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分 として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（次項 において「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

3 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の児童手当対象児童（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第七条第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童（平成十八年児童手当法等改正法第一

条による改正前の児童手当法附則第七条第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第五項において同じ。）の数であん分した額（平成二十二年度にあつては、都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額」という。）及び平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額」という。）の合算額を控除した額を総務省令で定めるところにより各都道府県の児童手当対象児童の数であん分した額

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 調整対象都道府県 総務省令で定める期間における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条（都にあつては、同条及び同法第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政収入額を同法第二十一条（都にあつては、同条及び同法第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値が総務省令で定める基準を超える都道府県

二 調整対象外都道府県 調整対象都道府県以外の都道府県

三 子ども手当負担対象の子ども数 平成二十二年子ども手当支給法第三

三条第一項に規定する子ども及び平成二十三年子ども手当支給法第二

条第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に伴う地方公共団体の

に、平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の児童手当引上対象児童数（三歳に満たない児童のうち平成十九年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るもの数として総務省令で定めるところにより算定した数をいう。第五項において同じ。）であん分した額及び平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の子ども手当負担対象の子ども数（平成二十二年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るもの数として総務省令で定めるところにより算定した数をいう。第五項において同じ。）であん分した額の合算額を加算した額」とする。

負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数（第六号において同じ。）

四 児童手当対象児童の数 児童手当法（昭和四十六年法律第七十二号）

附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童（平成十八年児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定めるものの数

五 児童手当引上対象児童数 三歳に満たない児童のうち平成十九年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

六 調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額 都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額に、調整対象都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数の総数の都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数の総数に占める割合を乗じて得た額

七 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額 平成二十二年度において、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「旧法」という。）（第三条第二項に規定する都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から同条第三項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額及び同項に規定する平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額の合算額を控除した額のうち、調整対象都道府県に交付された額

八 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年
度交付総額 平成二十二年において、旧法第三条第三項に規定する平
成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額のうち、調整対象都
道府県に交付された額

九 調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額 都道府
県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から前三号に掲げる額の合算
額を控除して得た額

5 | 平成二十三年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子
ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二
分の一に相当する額（第七項第六号及び第九号において、「市町村児童手
当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

4 | 毎年度分 として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子
ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二
分の一に相当する額（次項 において、「市町村児童手
当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

5 | 毎年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特
例交付金の額は、市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を、総務
省令で定めるところにより、各市町村の児童手当対象児童の数であん分し
た額（平成二十二年分にあつては、市町村児童手当及び子ども手当特例交
付金総額から平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額の二分の一に相
当する額）（以下この項において「平成十九年児童手当法改正法に係る市町
村加算総額」という。）及び平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総
額の二分の一に相当する額（以下この項において「平成二十二年子ども手
当支給法に係る市町村加算総額」という。）の合算額を控除した額を総務
省令で定めるところにより各市町村の児童手当対象児童の数であん分した
額に、平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額を総務省令で定
めるところにより各市町村の児童手当引上対象児童数であん分した額及び

6 | 平成二十三年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 | 調整対象市町村 調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の子ども手当負担対象の子ども数で按分した額に、平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当対象児童の数で按分した額及び平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当引上対象児童数で按分した額の合算額を加算した額

二 | 調整対象外市町村 調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外市町村の子ども手当負担対象の子ども数で按分した額

7 | 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 | 調整対象市町村 総務省令で定める期間における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値が総務省令で定める基準を超える市町村及び都が第三項第一号に規定する調整対象都道府県である場合

平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額を総務省令で定めるところにより各市町村の子ども手当負担対象の子ども数であん分した額の合算額を加算した額」とする。

の特別区

二 調整対象外市町村 調整対象市町村以外の市町村

三 子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十二年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子ども及び平成二十三年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数（第六号において同じ。）

四 児童手当対象児童の数 児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童（平成十八年児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定めるものの数

五 児童手当引上対象児童数 三歳に満たない児童のうち平成十九年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

六 調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額に、調整対象市町村の子ども手当負担対象の子どもの数の総数の市町村の子ども手当負担対象の子どもの数の総数に占める割合を乗じて得た額

七 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年交付総額 平成二十二年において、旧法第三条第四項に規定する市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から同条第五項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額及び同項に規定する平

成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額の合算額を控除した額のうち、調整対象市町村に交付された額

八 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額 平成二十二年度において、旧法第三条第五項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額のうち、調整対象市町村に交付された額

九 調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から前三号に掲げる額の合算額を控除して得た額

(減収補填 特例交付金の額)

第四条 毎年度分として交付すべき減収補填 特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該額に五百億円を加えた額。次項及び第四項において「減収補填 特例交付金総額」という。)とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補填 特例交付金の総額は、減収補填 特例交付金総額(平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補填 特例交付金総額から五百億円を控除した額)の五分の二に相当する額(次項において「都道府県減収補填 特例交付金総額」という。)とする。

3 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補填 特例交付金の額は、都道府県減収補填 特例交付金総額を、総務省令で定めるところに

(減収補てん特例交付金の額)

第四条 毎年度分として交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該額に五百億円を加えた額。次項及び第四項において「減収補てん特例交付金総額」という。)とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、減収補てん特例交付金総額(平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額)の五分の二に相当する額(次項において「都道府県減収補てん特例交付金総額」という。)とする。

3 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補てん特例交付金の額は、都道府県減収補てん特例交付金総額を、総務省令で定めるところに

より、各都道府県の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

4 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補填 特例交付金の総額は、減収補填 特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補填 特例交付金総額から五百億円を控除した額）の五分の三に相当する額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該五分の三に相当する額に五百億円を加えた額。次項において「市町村減収補填 特例交付金総額」という。）とする。

5 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補填 特例交付金の額は、市町村減収補填 特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、市町村減収補填 特例交付金総額から五百億円を控除した額）を、総務省令で定めるところにより、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該按分した額に、五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額（地方税法等改正法が施行されたことにより生じた自動車取得税交付金の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額を加えた額）とする。

（算定の時期等）

より、各都道府県の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）によりあん分した額とする。

4 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、減収補てん特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額）の五分の三に相当する額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該五分の三に相当する額に五百億円を加えた額。次項において「市町村減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

5 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補てん特例交付金の額は、市町村減収補てん特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、市町村減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額）を、総務省令で定めるところにより、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）によりあん分した額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該あん分した額に、五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額（地方税法等改正法が施行されたことにより生じた自動車取得税交付金の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）によりあん分した額を加えた額）とする。

（算定の時期等）

第五条 総務大臣は、第二条第四項に規定する地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により地方特例交付金の額を決定したときは、これを当該地方公共団体に通知しなければならない。

(地方特例交付金の交付時期)

第六条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなつて認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなつたと認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額						
四月	前年度の当該地方公共団体に対する <table border="1"> <tr> <td>減収補填</td> <td>特</td> </tr> <tr> <td>例交付金の額に当該年度の減収補填</td> <td>特例交付金の総額の前年度の減収補填</td> </tr> <tr> <td>特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額</td> <td>の二分の一に相当する額</td> </tr> </table>	減収補填	特	例交付金の額に当該年度の減収補填	特例交付金の総額の前年度の減収補填	特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額	の二分の一に相当する額
減収補填	特						
例交付金の額に当該年度の減収補填	特例交付金の総額の前年度の減収補填						
特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額	の二分の一に相当する額						

第五条 総務大臣は、第二条第四項に規定する地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により地方特例交付金の額を決定したときは、これを当該地方公共団体に通知しなければならない。

(地方特例交付金の交付時期)

第六条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなつて認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなつたと認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する児童手当及び子ども手当特例交付金の額に当該年度の児童手当及び子ども手当特例交付金の総額の前年度の児童手当及び子ども手当特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該地方公共団体に対する減収補てん特例交付金の額に当該年度の減収補てん特例交付金の総額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の合算額の二分の一に相当する額

九月	<p>当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額</p>
----	--

2 平成二十三年度及び平成二十四年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「減収補填特例交付金の額に当該年度の減収補填特例交付金の総額の前年度の減収補填特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額」とあるのは、平成二十三年度にあつては「児童手当及び子ども手当特例交付金の額に当該年度の児童手当及び子ども手当特例交付金の総額の総額の前年度の児童手当及び子ども手当特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該地方公共団体に対する減収補填特例交付金の額に都道府県にあつては当該年度の第四条第二項に規定する都道府県減収補填特例交付金総額に対する割合を、市町村にあつては当該年度の同条第四項に規定する市町村減収補填特例交付金総額の前年度の同項に規定する市町村減収補填特例交付金総額に当該年度の同条第二項に規定する都道府県減収補填特例交付金の額の合算額」と、平成二十四年度にあつては「減収補填特例交付金の額に都道府県にあつては当該年度の第四条第二項に規定する都道府県減収補填特例交付金総額の前年度の同条第二項に規定する市町村減収補填特例交付金総額に当該年度の同条第四項に規定する市町村減収補填特例交付金総額の前年度の同項に規定する市町村減収補填特例交付金総額に対する割合を、市町村にあつては当該年度の同条第四項に規定する市町村減収補填特例交付金総額の前年度の同項に規定する市町村減収補填特例交付金総額に当該年度の同条第四項に規定する市町村減収補填特例交付金総額の前年度の同項に規定する市町村減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額」とする。

九月	<p>当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額</p>
----	--

2 平成二十一年度から平成二十四年度までの間における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「当該年度の減収補てん特例交付金の総額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合」とあるのは、平成二十一年度にあつては「当該年度の減収補てん特例交付金の総額から五百億円を控除した額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合」と、平成二十二年から平成二十四年度までの間にあつては「都道府県にあつては当該年度の第四条第二項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額の前年度の同項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額に対する割合を、市町村にあつては当該年度の同条第四項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額の前年度の同項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額に対する割合」とする。

3 当該年度の国の予算の成立しないこと等の事由により、前二項の規定により難しい場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補填 特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)
第九条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法

第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の額、当該道府県」とあるのは「の額、当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する

減収補填 特例交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十

3 当該年度の国の予算の成立しないこと等の事由により、前二項の規定により難しい場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補てん特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)
第九条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同

律第二百一十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の額、当該道府県」とあるのは「の額、当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該道府県

の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十

五の額」とあるのは、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第一条第二項に規定する

減収補填 特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは、「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項に規定する

減収補填 特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。

2 平成二十三年度における前項の規定の適用については、同項中「減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該道府県と同項に規定する減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該市町村の同項に規定する減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市」と、「減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。

3 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中

五の額」とあるのは、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該市町村の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは、「当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該指定市の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。

2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中

<p>「 十二 市町村たば こ税都道府県交 付金 とあるのは</p>	<p>「 十二 市町村たば こ税都道府県交 付金 とあるのは</p> <p>十二の二 減収補 填特別交付金</p> <p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号 ）第四条第三項の規定により算定した減収補填特 例交付金の額</p>	<p>「 十二 市町村たば こ税都道府県交 付金 とあるのは</p>	<p>「 十二 市町村たば こ税都道府県交 付金 とあるのは</p> <p>十二の二 地方特 例交付金</p> <p>1 児童手当及 び子ども手当 特別交付金 2 減収補てん 特別交付金</p> <p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政の 特別措置に関する法律第三条第三項の規定により 算定した児童手当及び子ども手当特別交付金の額</p> <p>特別措置に関する法律第四条第三項の規定により 算定した減収補てん特別交付金の額</p>
<p>「 十四 軽油引取税 交付金 とあるのは</p>	<p>「 十四 軽油引取税 交付金 とあるのは</p> <p>十四の二 減収補</p> <p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政の</p>	<p>「 十四 軽油引取税 交付金 とあるのは</p>	<p>「 十四 軽油引取税 交付金 とあるのは</p> <p>十四の二 地方特</p>

填特例交付金	特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補填特例交付金の額
--------	---------------------------------------

とする。

4 平成二十三年度における前項の規定の適用については、同項中

十二の二 減収補填特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第四条第三項の規定により算定した減収補填特例交付金の額
----------------	--

とあるのは

十二の二 地方特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第三項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額
1 児童手当及び子ども手当特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第三項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額
2 減収補填特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第三項の規定により算定した減収補填特例交付金の額

例交付金	1 児童手当及び子ども手当特例交付金 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額
2 減収補てん特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

とする。

<p>とあるのは</p> <p>十四の二 減収補填特例交付金</p> <p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補填特例交付金の額</p>	<p>とあるのは</p> <p>十四の二 地方特例交付金</p> <p>1 児童手当及び子ども手当 特別措置に関する法律第三条第六項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額</p> <p>2 減収補填特例交付金 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補填特例交付金の額</p>
---	---

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）</p> <p>第四十一条 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（第二条第四項の基本構想に即し」を削る。</p> <p>第三十六条第一項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。</p> <p>（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）</p> <p>第四十一条の二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第四項第一号中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。</p> <p>（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）</p> <p>第四十二条 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第三項中「当該市町村の建設に関する基本構想又は」を削る。</p>	<p>附則</p> <p>（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）</p> <p>第四十一条 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（第二条第四項の基本構想に即し」を削る。</p> <p>第三十六条第一項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。</p> <p>（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）</p> <p>第四十二条 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第三項中「当該市町村の建設に関する基本構想又は」を削る。</p>